

大垣市内体育施設貸館業務の再開にかかる 新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル

1 概 要

昨今の岐阜県内及び本市周辺での感染者の増加を鑑み、岐阜県が示す「コロナ社会を生き抜く行動指針」及び本マニュアル等に基づき、3月8日以降、体育施設等の貸館業務を進める。

2 対象施設

大垣市内体育施設

3 実施日

令和3年3月8日（月）～

4 対策

(1) 実施体制

対 策	具体的な方法・注意点
実効性のある 対策実施	○各施設における感染症防止対策の実施責任者を「対策実施責任者」に指定する。 ○対策実施責任者は「チェックシート」により、日々の業務のチェックを行う。 ○各施設は、発生時における迅速な利用者の追跡のため、利用責任者の連絡先等を確実に把握する。 ○庭球場、陸上競技場、弓道場、トレーニングセンター及び卓球やバドミントンの開放など、個人での利用については、発生時における迅速な利用者の追跡のため、利用者氏名、居住地、連絡先等を把握する。 ○トレーニングセンター及び卓球やバドミントンの開放等での利用については、予約制により時間や人数の利用制限をかけるとともに、チェックシートの記入により利用者の体調等を把握する。 また、必要に応じ、対策実施責任者は利用者に検温を実施する。 ○加盟団体主催大会やイベント等で不特定多数の参加がある場合に「岐阜県感染警戒QRシステム」を施設利用者に周知（職員が常駐する施設内各所への掲示等）し活用を促す。

(2) 密集対策

対 策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	○利用者同士の間隔を確保する（できるだけ2m。最低1m。） ・テーブル、いす等の削減、撤去等により確保。 ○窓口等の間隔を確保する（できるだけ2m。最低1m。） ・窓口の列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	○入場制限 ・予約制の導入や本マニュアル中の「施設の利用制限」による入場人数の制限、コントロールや営業時間の短縮など。 ○入場時の健康確認（ポスターなどで周知）

	・発熱がある方その他風邪に似た症状の方については、入場を控えていただく。
職員の対策	○勤務体系 ・在宅勤務、時差出勤等の徹底。 ・時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。

(3) 密閉対策

対 策	具体的な方法・注意点
密閉対策	○頻繁な換気 ・施設利用時は、複数の窓開けによる通気の良い換気、自動ドアの常時開放のほか、換気扇の常時稼働等を行い、常に換気を心掛ける。

(4) 密接対策

対 策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	○職員のマスク着用（必須） ○利用者はマスクを着用（競技中の競技者はこの限りではない）する。 ○フェイスシールドやマウスシールドの単独での使用は不可とする。 ○利用者は施設敷地内において、活動前後や休憩時間を含め、会話・交流を極力控える。 ○大声での会話を控える。 ○大声での歓声・声援等が想定される場合、十分な間隔を取る。 （前後左右 1m を目安） ○人と人が対面する場面においては、アクリル板、透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断する。

(5) 衛生対策

対 策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	○入口等での手指消毒など ・入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ・職員及び入場者の手指消毒の徹底。 ・トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止。
施設・物品の清掃・消毒	○徹底した清掃・消毒 ・十分な清掃を行うとともに、不特定多数の人が頻繁に触れる場所については特に清掃、消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。 テーブル、イスの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、自動販売機のスイッチ、トイレの流水レバー、電話、ロッカー、マイク、貸し出し用備品、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど
廃棄物処理	○密閉して廃棄 ・鼻水、唾液などがついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して廃棄（施設利用者のマスクについては、各自持ち帰ることを原則とする）。 ・ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ・マスクや手袋を脱いだ後の、石鹸と流水による手洗いの徹底。 ・洋式トイレの場合、トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
職員の対策	○毎日、職員の健康チェック（必要に応じ検温）

	・体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養することを徹底。 ・衣服は毎日洗濯し、交換する。 ・日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）の徹底。
入場者の周知	○入場者への周知徹底 ・体調不良時の入場を自粛していただくこと、途中で体調が悪くなった場合はすぐに職員に申し出ることを徹底して周知。

5 その他

- (1) 市内でクラスター感染等が発生した場合等は、必要に応じ、再度休館等の措置を行う。
- (2) 休憩室等については利用制限により懇談（茶話会）を控える。
- (3) 更衣室は、原則使用不可とする。やむを得ず、更衣室使用を必要とする場合は、事前に、施設管理者の許可を得る。ただし、トレーニングセンター等、施設内に専用の更衣室がある場合についてはこの限りではない。
（大会等の主催者または、利用団体責任者の要請により利用の許可をするもの。）
ただし、利用は、主催者または利用責任者の管理のもと、更衣のみの使用（ロッカー、シャワー等の使用は利用不可）とし、マスクを着用するとともに、最少の人数で利用者同士の会話を避け、速やかに更衣を済ませて滞在時間を最小限にとどめる。
- (4) 休憩室の清掃、除菌の徹底
- (5) 大会役員や会議、打ち合わせ等で食事する場合、極力会話を控え、十分な間隔を取り短時間の利用を心掛ける。
- (6) 利用者への呼びかけ
 - ① 必ずマスクを着用しましょう
 - ② 空いている時間帯に利用しましょう
 - ③ 長時間の滞在は控えましょう
 - ④ 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
 - ⑤ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください